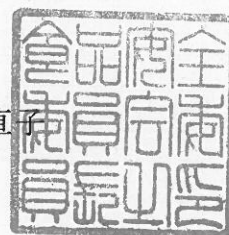




府食第434号
平成22年6月3日

農林水産大臣
赤松 広隆 殿

食品安全委員会
委員長 小泉 直子



食品健康影響評価の結果の通知について

平成21年1月30日付け20消安第10174号をもって貴省から当委員会に意見を求められたアセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤（アレンジャー10、アレンジャー30）に係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤（アレンジャー10、アレンジャー30）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。